

平成30年6月26日（火）開催 居宅介護支援事業者 集団指導の際にご提出いただきました質問に対する回答一覧

No	サービス種別	項目	質問内容	回答内容
1	居宅介護支援	平成30年度介護報酬改定の内容について	今回の改正により、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づけられた。このことから契約書や重要事項説明書等に本内容を追記し、同意欄に署名・押印をもらっているが、本内容に関しての同意書が別途必要なのか。	厚生労働省のQ&Aの間131によると(本ページにも掲載)、「この内容を利用申込者またはその家族に説明するに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。」となっていますので、契約書や重要事項説明書等と合わせて別途文書を作成する必要があります。 また、質問のとおり、契約書や重要事項説明書等に本内容を含む場合は、従来の内容の同意欄とは別に、本内容についての新たに同意欄を設ける等の対応が必要となります。
2	居宅介護支援	ターミナルケアマネジメント加算について	利用者又はその家族の同意を得た上で、各種要件を満たした際に加算の算定ができると思うが、その同意について、一連の内容を支援経過記録に記入すれば、それで足りるのか。それとも、別の様式等を定めて同意をとるべきなのか。	ターミナルケアマネジメントを実施する時点で、ターミナルケアマネジメントに関する同意(重要事項説明書とは別の様式等を定めることにより)をとることが必要となります。 ただし、質問のとおり、支援経過記録で同意をとったことの経過を記録・保存するなど事業所として一定のルールで運用しており、それが確認できるのであれば、別途同意書をとらなくても差し支えない。